

# 環境にやさしいまちをつくる

## 第1章 足元からの行動を広げる

### 1 概要

私たちのまわりでは、地域でも地球の規模でも、さまざまな環境問題が起きています。地域には、大気汚染やごみ問題、ポイ捨てなど未解決の問題が数多くあります。みどりの減少も続いています。広く地球全体に目を移すと、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題や有害化学物質による汚染の広がりのような新たな環境問題が、人や生物の存続にもかかわる重大な課題になっています。

これらの環境問題では、私たちの生活や事業活動など日常的な活動が原因になっている場合が多くあります。たとえば、日常生活や事業活動において、私たちは、電気・ガスなどのエネルギーを大量に使うようになりました。電気を使ったりガスを使えば、直接、間接に二酸化炭素が排出されます。この二酸化炭素は、地球温暖化を引き起こす代表的な原因物質です。一人ひとりの排出量は少なくとも、70万人の練馬区民、1億2千万人日本人、60億人を超える人類の日常生活や事業活動から出る量は膨大なものになり、地球温暖化の原因となるまでになっています。

このように、日常生活や事業活動での利便性の追求が、結果として、私たち自身をとりまく環境の悪化としてはね返ってきています。つまり、今日の環境問題の多くで「私たちが被害者であると同時に加害者でもある」という特質が見られます。

このような問題は、特定の発生源を法令等で規制するという従来の産業型公害解決の枠組みだけでは解決できません。区民一人ひとり、企業一社一社が、生活や事業活動のそれぞれの場面で、環境を意識し環境に配慮した行動をとることが求められます。この環境配慮行動が区民・事業者の間に広がっていくようにするためには、新たな仕組みも必要とされます。そして、それぞれが努力するだけでなく、地域住民、事業者、行政などが連携協力していく仕組みをつくることも、環境問題の解決のために不可欠です。

地球温暖化などの大きな問題も、それぞれの家庭・事業所でできること、地域でできることを着実に進めていくこと＝足元からの行動＝が解決へのかぎとなります。

この章では、以上のような考えに立って区が進めている施策や事業の現状等を紹介します。紹介する項目は次のとおりです。

- (1) 練馬区環境基本計画 2001 - 2010
- (2) (仮称)練馬区環境基本条例の制定をめざして(7ページの特集「環境都市ねりまをめざして - 練馬区環境基本条例と環境都市練馬区宣言 - 」に記載)
- (3) 練馬区民環境行動方針の推進
- (4) 環境教育啓発事業
- (5) 区民への情報提供
- (6) 地球環境問題などの解決に向けた足元からの行動の促進

## 2 事業の概要

### (1) 練馬区環境基本計画 2001 - 2010

#### 計画策定の考え方

##### ア 計画策定の目的

練馬区は、平成5年に、平成12年度を目標年度とする「練馬区環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて、さまざまな環境保全施策を推進してきました。

その後、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題の拡大や有害化学物質による汚染の広がりなど、新たな環境問題が出現したことや、清掃事業移管をはじめとする都区制度改革や地方分権の推進等による区の環境行政の枠が拡大されたことなど区の環境行政を取り巻く状況の変化がありました。また、環境教育など、区が実施している施策についても、体系化や区民、事業者、区、それぞれの役割の見直しなどが求められ、環境問題解決に向け、区民、事業者、民間団体と区が協力した自主的行動システムづくりへの要請が高まってきました。

こうした状況を踏まえ、区は、21世紀初頭期における環境施策の基本的方向を再構築し、区民、事業者、区の役割をより明確にするため、環境基本計画を全面改定し、平成13年2月に「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」を策定しました。

##### イ 計画の期間

この計画の計画期間は、平成13(2001)年度から平成22(2010)年度の10年間です。ただし、社会経済状況の大きな変化や、新たな課題となる環境問題の発生など、この計画の内容を変更する必要がある場合には、適宜見直します。

##### ウ 計画の前提となる視点

##### (ア) 区民、事業者、民間団体と区のそれぞれの役割と協働の視点

練馬区が地域環境を保全し、循環社会型づくりや地球環境の保全に貢献するためには、区民、事業者、民間団体(NPO、NGO等)そして行政(区・都)の各主体が、それぞれに自主的な取り組みを進めるとともに「協働」していくことが欠かせません。

この計画の前提として、各主体の役割について以下のような基本的な考えを提示しました。今後、区民、事業者、民間団体と区(行政)が共同して、各主体の役割や連携の方針、具体的行動内容を検討し、より具体的に「協働」のあり方を創り上げていく必要があります。

##### 区の役割

環境基本計画に定められた各施策を着実に実行するとともに、区内有数規模の事業所として、自ら率先して環境に配慮した行動を実践すること。また、区民・事業者・民間団体との適切な連携や、必要に応じて他の自治体との連携を図るとともに、区民・事業者・民間団体の環境保全に資する自主的な行動の支援を行うこと。

##### 区民の役割

日常生活において、さまざまな環境保全行動に継続して取り組んでいくとと

もに、必要に応じて区や事業者、民間団体との協力を進めること。

#### 事業者の役割

事業活動に伴って生じる環境負荷を最小限に抑えるための取り組みを継続的に行うこと。また、必要に応じて区民や民間団体、区と協力しながら、周辺環境に配慮した取り組みを事業活動を通じて実践すること。

#### 民間団体(NPO、自治会・町会などの地域団体、事業者団体など)の役割

よりよい地域環境や地球環境を創出していくために、区民や事業者、区等との連携を進め、さまざまな環境保全活動を実践するとともに、その経験と知識を生かして、各主体の行う環境保全活動を支援すること。

#### (イ) 仕組みづくり(システム化)の視点

今日の環境問題は、自動車公害や地球温暖化のように、ほとんどの住民が被害者であると同時に加害者でもある、という側面をもっています。こうした環境問題は、従来の産業型公害解決の仕組みとは異なる、新たな仕組みが必要になっています。地球温暖化対策のための国際的な仕組みづくり、自動車交通公害対策のための交通需要マネジメント(TDM)の検討など、仕組みづくり(システム化)の進行に対応し、区の環境保全に係る施策においても、仕組みづくり(システム化)の視点に立って、区民・事業者の環境配慮行動を支援・誘導する、より具体的な効果が期待できる「仕組み」を築き上げていく必要があります。

#### (ウ) 区の率先実行の視点

区は区内有数規模の事業者であることから、いわゆるエコ・オフィスの取り組み(事務室における紙や電気の使用量の削減など)を推進していくとともに、基礎的自治体として、環境保全施策を推進する責務があります。そのため、区が実施するさまざまな事業等においても、環境負荷の低減を積極的に図りながら、より環境保全に資する内容を取り入れる必要があります。

このような区の取り組みは、区民・事業者の自主的な環境配慮行動を促すものと考えます。

#### (エ) 評価と見直し(マネジメント)の視点

区の施策をより着実に、効率的に推進するためには、施策の実施結果を適切な指標を用いて評価し、必要に応じて計画や取り組み方法などを見直して、新たな展開を図るという、マネジメントの視点が有効とされます。

環境保全の施策に関しても、マネジメントの考え方を適用して、適切に評価と見直しを加え、着実かつ効率的な推進を図る必要があります。

### 基本課題

#### ア 区民の健康と生活環境に影響を与える環境問題の解決

自動車交通公害による大気汚染や騒音などの問題が依然解決されておらず、また、ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染と健康影響の懸念など、区民の健康と生活環境を守るために解決しなければならない多くの環境問題があります。

練馬区は、区民・事業者はもとより、東京都などとも連携して、これらの問題の解決に取り組む必要があります。

## イ 廃棄物・温室効果ガスなどの排出による環境負荷の抑制

地球温暖化や資源の枯渇・廃棄物の処理など、地球規模の環境問題の解決が急がれています。多くの人口をかかえる練馬区では、日常生活や事業活動で多くのエネルギーや資源を利用しています。区民、事業者および区は、地球市民を構成する一員として、生活や事業の見直しを図り、エネルギーや資源の使用の少ない都市に自ら転換していく必要があります。

## ウ みどりと水の保全・回復と美しい、ゆとりある市街地の形成

練馬区は、宅地化の進行などにより多くの自然を失いましたが、農地や屋敷林、湧水など、貴重な環境資源が残るまちです。これらを保全しさらに回復させ、みどりと水が豊かで、区民がこれらとふれあう、自然と共生するまちにしていく必要があります。同時に、住宅都市として、これらと調和した、美しい、環境負荷の少ない市街地を創り上げることが求められています。

## エ 環境にやさしい行動の推進と区民・事業者・区の連携の確保

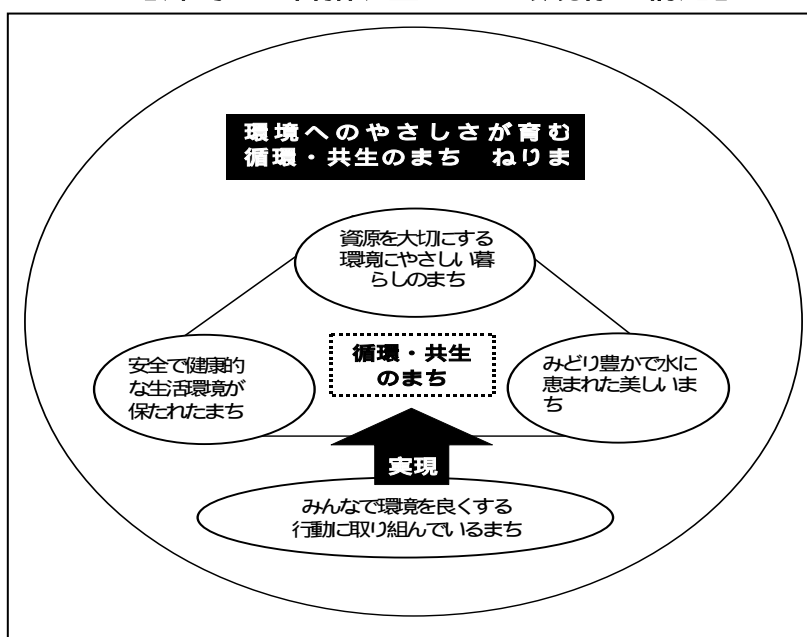
さまざまな環境問題を解決し、みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくりあげていく取り組みは、区民、事業者、民間団体（NPO・NGO等）、区が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して進めなければなりません。そのためには、すべての区民、すべての事業者が環境にやさしいところをもち、そしてそれを行動につなげる環境にやさしい仕組みを築き上げる必要があります。

### 望ましい環境像と計画目標

#### ア 望ましい環境像

この望ましい環境像【環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま】は、『安全で健康的な生活環境が保たれたまち』『資源を大切にできる環境にやさしい暮らしのまち』『みどり豊かで水に恵まれた美しいまち』の3つの望ましい環境の要素で構成される望ましい環境が、『みんなで環境を良くする行動に取り組んでいるまち』という環境にやさしいところをもつ区民・事業者・区の環境を良くする行動（望ましい行動）によって不断に実現されている状況を表しています。

#### 【練馬区の目指す望ましい環境像の構造】



## イ 計画目標

望ましい環境像【環境へのやさしさが育む循環と共生のまち ねりま】の実現に向けて、計画期間内に達成すべき目標(=計画目標)を次のように設定します。

### (ア) 基本計画目標

【環境へのやさしさが育む循環・共生のまち】の実現に向けて、区民・事業者・区の協働の仕組みを確立して、環境汚染の軽減と、自然や自然と人のふれあいの回復を図るとともに、循環型社会づくりや地球環境保全を進める練馬区を築く

### (イ) 計画目標

- 1 自動車交通公害問題や有害化学物質汚染などの解決に向けた具体的取り組みを進めて、大気汚染、水質汚濁、騒音などを改善し、区民の健康や生活環境への影響を軽減すること
- 2 人口増加や都市開発に伴う環境負荷を最小限にとどめ、また、自然の減少をくい止め、さらにその回復を図ること
- 3 環境負荷の低減や自然の回復のため、区民の日常生活等における循環・共生の取り組みを支える仕組みを整えること
- 4 環境を意識し環境にやさしいところをもつ数多くの区民が、区民どうし、また事業者や区と協働して、循環・共生の取り組みを進めているようになること

## 施策の基本方針

計画目標を達成するため、区は、以下の基本方針に基づいて、施策を立案し実行していきます。そして、これらの基本方針を施策の体系における柱に位置づけます。

基本方針 1 自動車交通公害対策や有害化学物質汚染対策など、区民の健康と生活環境を守るための施策を進めます。
【施策の柱】 区民の健康と生活環境を守るために
基本方針 2 日常生活や事業活動において、環境への影響を少なくする、資源を有効に使う、廃棄物を減らすなどの環境にやさしい取り組みを着実に進めることにより、かけがえのない地球を守る足元からの行動を広げるための施策を進めます。
【施策の柱】 地球を守る足元からの行動を広げるために
基本方針 3 建築物や都市施設の建設によって直接的、間接的に生じる環境への影響をできる限り少なくするとともに、みどりや水や生きものと共生する、美しいまちをつくるための施策を進めます。
【施策の柱】 みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくるために
基本方針 4 区全体で「環境にやさしいところ」を育み、そして行動に結びつけるための「環境にやさしい仕組み」をつくるための施策を進めます。
【施策の柱】 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくるために

## 重点施策とモデルプラン

### 《重点施策・モデルプラン一覧》

重点施策	
1	自動車交通公害対策の推進
2	ごみの発生抑制対策の推進 / 役割分担と協働によるリサイクルの推進
3	地球環境保全のための足元からの行動
4	みどりと水のまちづくり
5	環境美化の推進
6	まちづくりにおける環境配慮の仕組みづくり
7	環境学習の体系的促進 / 環境情報の的確な提供
8	環境保全推進の枠組みの確立 / 区民・事業者・区の協働による環境保全の仕組みづくり

モデルプラン	
1	コミュニティ・サイクルシステム (CCS) の整備
2	生ごみのリサイクルシステムの構築
3	地域で進める環境にやさしい暮らしモデル事業
4	みどりと水の拠点の整備
5	学校等を利用した水辺のビオトープの整備
6	環境美化行動計画の策定
7	まちづくり事業環境配慮制度の創設
8	総合的な学習の時間における環境教育の円滑な推進の仕組みづくり
9	環境情報・環境学習の拠点の整備
10	区民環境行動方針の策定と環境基本条例の制定

### 計画の推進のために

#### ア 区民・事業者・区の役割分担の明確化と協働の仕組み

- (ア) 環境基本条例の制定
- (イ) 「区民環境行動方針」の策定
- (ウ) 民間団体 (NPO等) との連携
- (エ) 環境情報の提供の仕組みの強化

#### イ 分野別計画の策定による施策の推進

#### ウ 庁内の推進体制の強化

- (ア) 環境マネジメントシステムによる環境施策の着実な推進
- (イ) 計画の進捗状況の点検

#### エ 広域的な協力体制の確立

### ホームページへの掲載

練馬区環境基本計画 2001 - 2010 は、環境政策課、図書館等で閲覧できるほか、環境政策課・環境保全課のホームページ「ねりまのかんきょう」でもご覧いただけます。(URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/emvmp/mainmn.html>)

## (2) (仮称)練馬区環境基本条例の制定をめざして

特集ページ「環境都市ねりまをめざして - 練馬区環境基本条例と環境都市練馬区宣言 -」(7ページから)に掲載しました。

## (3) 練馬区民環境行動方針の推進

### 練馬区民環境行動方針の策定

日常生活に起因する環境問題を解決するためには、環境への影響を少なくすることを私たち一人ひとりが考え自発的に行動するだけでなく、一人ひとりの取り組みを全区的に広げていく仕組みも必要です。区民、事業者、区やNPOなどの組織や団体が、ともに考え、みんなで共有し、ともに実行していくという考え方が、このような行動を広め、仕組みづくりを進めるうえで極めて大切です。特に、区民、事業者自身の発想や工夫がもっともっと生かされなければなりません。

「練馬区長期総合計画」と「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」では、(仮称)区民環境行動方針の策定を計画化しました。環境保全のために、区民や事業者自身はどんな役割を担っているか、どのような自発的行動が可能かを考え、そして具体的な行動プロジェクトを検討しようとするものです。練馬区が公募した区民・事業者の皆さんを検討委員として平成14年12月に「練馬区民環境行動方針検討会議」が結成されました。検討委員の皆さんは、自らの手で、区民・事業者の参加も呼びかけながら、勉強し、考え、議論し、延べ301回にのぼる検討を行った結果、平成16年8月に、区全体で共有できる方針とそれを普及・推進するために提案するプロジェクトから成る「練馬区民環境行動方針」が完成しました。

### プロジェクト実現のための組織の結成と活動

練馬区民環境行動方針の完成をもって練馬区民環境行動方針検討会議は活動を終了しました。続けて、方針に提案されたプロジェクトから選ばれた、先行して検討するプロジェクト案22件の具体化、実現化を図るために、検討委員の有志を中心に実行グループが結成され、活動を続けています(平成17年度末現在6グループ)。これらのグループが中心になり、グループ間の連絡・調整等を図ってプロジェクトのさらなる推進に資するための組織づくりが検討されました。その結果、平成17年4月、練馬区民環境行動連絡会が発足し、活動をしています。

平成17年度は、区の支援・協力等のもと、区民環境行動講演会(12月と18年3月の2回)、さくらと環境マップづくり(18年4月)、広報紙の発行(10月と平成18年3月の2回)を行いました。

### 区の役割

練馬区民環境行動方針の策定を通じて、区は検討会議事務局として会議の運営に参加し、また、情報の収集作業や他の組織との調整等を行って、検討作業を支援しました。方針の完成後は、プロジェクト実行グループの結成や活動の支援、練馬区民環境行動連絡会の結成の支援をしました。

平成 17 年度、練馬区民環境行動連絡会が結成された後は、連絡会幹事会で意見交換を行っています。2 回の区民環境行動講演会を共催し、広報紙(2 回)の編集・発行を支援しました。さくらと環境マップづくりのイベントも協力して実施しました。

練馬区民環境行動方針は、環境政策課、図書館等で閲覧できるほか、環境政策課・環境保全課のホームページ「ねりまのかんきょう」でもご覧いただけます。

URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/koudouhousin2/top.html>

【練馬区が環境大臣表彰を受賞 = 循環・共生・参加まちづくり表彰】 ~】



小池環境大臣から表彰を受ける志村区長

平成 18 年 1 月 19 日、練馬区は、環境省の平成 17 年度『循環・共生・参加まちづくり表彰』を受賞し、志村豊志郎区長が小池百合子環境大臣から表彰状を授与された。

この賞は、環境省のめざす「持続可能な社会」の構築に向け、多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、地域に根ざした持続可能なまちづくりに取り組み、顕著な実績をあげた区市町村等を対象に表彰するもの。練馬区は、従来から自然環境分野でのみどりの保全・育成(緑化協力員、憩いの森など)や区民との協働による環境保全の推進について(区民環境行動方針など)、さまざまな施策を実施してきたが、こうした点が高く評価された。

**平成 17 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」団体 = 8 団体**

練馬区(東京都)、八戸市(青森県)、二ツ井町(秋田県)、館林市(群馬県)、氷見市(富山県)、名田庄村(福井県)、上石津町(岐阜県)、西宮市(兵庫県)

**(4) 環境教育啓発事業**

平成 17 年度に実施した事業等はつぎのとおりです。

**環境学習室**

春日町リサイクルセンター情報資料コーナーにおいて、区民の自主的な環境学習の推進と環境情報の提供を目的として、環境・リサイクル関連の図書資料(書籍等約 1,400 点、ビデオ・CDR 等



環境学習室で行われた環境月間行事 H15



ビジュアル資料約 70 点) の閲覧・貸出、インターネット常時接続パソコンの利用提供、チラシ・パンフレットなどの配布、環境学習に関する一般的な相談受付ならびに区内環境活動登録団体情報の台帳公開(平成 18 年 8 月現在 14 団体)等の環境学習事業を実施しています。

平成 18 年 4 月から指定管理者がリサイクルセンターと一体として運営しています。

### **エコライフチェック事業**

地球温暖化、ヒートアイランド現象等の環境問題を解決するためには、区民等の意識が変わっていくことが不可欠との認識のもと、練馬区は、これらの対策として、区民や事業者そして区の足元からの行動による取り組みを促進しています。区民の日常生活における環境配慮行動を広げるために、だれでも参加でき、簡単に環境配慮度を自己チェックでき、かつ自分の取り組みの効果を確認できる手法として、「エコライフチェック」の取り組みを平成 16 年度から練馬区民環境行動連絡会(練馬区民環境行動方針に従って区民による環境保全推進活動を行う団体)とともに検討してきました。これを受け、平成 17 年度に区立小学校 6 年生を対象に日常的行動での環境配慮 10 項目についてチェックするエコライフチェックシートを用いてエコライフチェック事業を試行しました。区立小学校 21 校の 6 年生 1,582 人が参加し、これを集計・分析・考察をおこなった結果、一定の効果が確認でき、解説書・報告書を作成し、参加者にフィードバックしました。この成果をもとに、平成 18 年度は 10,000 人参加を目標に実施予定です。

### **環境作文コンクール**

区内の小・中学生を対象とした環境作文コンクールは、小・中学生が日常生活の中で、自分たちと環境との関わり合いをどう感じているのか、自然保護や公害防止、さらには快適な環境づくりについての考えを交えながら作文にすることにより、環境問題に対する関心および意識の高揚を図ることを目的として、昭和 49 年度から実施しています(平成 4 年度まで公害作文コンクール)。審査の結果入選した作品を環境作文集「環境を考える子どもたち」としてまとめ、環境政策課窓口、図書館などで配布しています。平成 17 年度環境作文コンクールは「地球温暖化防止」「歩きタバコの禁止・タバコのポイ捨て」(いずれかを選択)をテーマとして行い、応募作品数 958 点(小学生部門 76 点、中学生部門 882 点)の中から 17 点が入選し「環境を考える子どもたち」に掲載されました。

### **こどもエコクラブ活動支援**

幼少期における環境についての問題意識は大人になっても継続されるとの認識のもと、環境省主催のこどもエコクラブ事業(小・中学・高校生を対象とする環境クラブ活動)の地域事務局として、ニュースレター「こどもエコクラブ通信」を発行する等、区内クラブの活動を支援しています。平成 17 年度は 26 クラブ

382 名が登録・活動し、1 年間を通して所定の活動報告をしたメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を 67 名が申し込みました。活動内容をまとめた壁新聞が評価され、区内の「虹色エコクラブ」が東京都の代表として全国フェスティバルに参加しました。

### ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、練馬区の環境教育に資する人材として、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、平成 17 年度は 68 名が活動しています。また、ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行およびフォローアップ研修を実施しました。これらの支援に加え、平成 17 年度から小・中学校やこどもエコクラブ等において行われる環境教育活動に助言・協力していただいた場合に活動協力金の支給を行っています。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することであり、環境月間行事、星空観察会、環境リサイクルフェア等の区の主催・共催事業にご協力いただいているほか、所属している環境団体等において自主的に事業を実施していただくなど活発に活動していただいています。

### 環境月間行事

6 月 5 日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6 月）に、「あつまろう！ねりま環境ひろば」をテーマに、石神井庁舎を会場として、6 月 4・5 日の 2 日間、環境月間行事を実施しました。本のリサイクル広場、クリーンウォーク、省エネ劇、パネル展示、環境美化やリサイクル、自然環境に関する各種イベント等を区内で活動している 27 団体と共に企画運営し、1,608 名が来場しました。

### 環境・リサイクルフェア



実行委員会と区の共催で 10 月 16 日に実施し、12,000 名が来場しました。環境保全課では「省エネルギー・新エネルギーの普及啓発」をテーマに、チーム・マイナス 6% を題材とした省エネクイズ、こどもエコクラブのメンバーによるストップ温暖化体操、低公害車の展示、地球温暖化説明パネルの展示、うちわ発電競争ゲームなどの参加型のブースなどを出展しました。

## ホームページ

環境教育啓発事業として実施するイベント情報や環境学習室の事業内容等を以下のホームページでご案内しています。

URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/kankyojoho/index.html>

## (5) 区民への情報提供

### 区民・事業者に向けた取り組み

足元からの行動を広げるために、区民・事業者に向けた各種の PR 活動を行っています。

#### 例 1 ) パンフレット等の発行 ( 例 )

- ・ 省資源・省エネの手引き(平成 9 年度)
- ・ 環境カレンダー(平成 6 ~ 15 年度(16 年分))
- ・ 練馬区民の環境家計簿(平成 13 ~ 14 年度)
- ・ 環境にやさしい事業活動マニュアル(オフィス編、工場編、建設編)(平成 10 ~ 13 年度)
- ・ パンフレット「環境にやさしいエネルギーの話 - 新エネルギーを使おう - 」(平成 14 年度)
- ・ 「練馬から広げよう省エネの“環”」(練馬区地域省エネルギービジョン)

#### 例 2 ) 催しの開催、参加 ( 例 )

- ・ 環境月間行事
- ・ 環境リサイクルフェア

### ホームページでの情報提供

環境保全課では、インターネットの練馬区ホームページ内にさまざまな情報を公開しています。環境保全課で策定した各種の計画は、すべてご覧いただけます。また、上記のパンフレットの一部や催し等の情報もご覧になれます。

【環境政策課・環境保全課のホームページ「ねりまのかんきょう」】

平成 17 年度のねりまのかんきょうへのアクセス数は約 10 万 7 千件でした。

URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco>

## (6) 地球環境問題などの解決に向けた足元からの行動の促進

平成 17 ( 2005 ) 年 2 月 16 日、1997 年の「京都会議 ( COP3 )」で地球温暖化防止のための国際的な目標と取り組みを定めた「京都議定書」が発効しました。

これにより、同議定書に定められた、わが国の温室効果ガス<sup>\*1</sup>の削減目標<sup>\*2</sup>を達成することが正式にわが国の責務となりました。

<sup>\*1</sup> 二酸化炭素など地球温暖化の原因となる気体

<sup>\*2</sup> 2008 ~ 2012 年の間に、1990 年の温室効果ガス排出量より 6 %削減すること

産業革命以来、人間の生産活動は急速に拡大し、資源やエネルギーの使用がそれ

までとは比べものにならないほど、増加しました。特に、第二次世界大戦後は、産業だけでなく、私たちの暮らしでも、大量の資源とエネルギーを使用するようになりました。

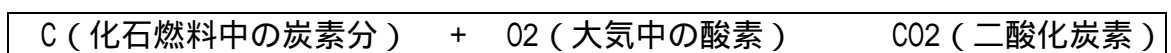
最近までは、こうした人間の活動の影響は、工場周辺や都市域などの局所的なもので、私たち人間が、他の生物やさまざまな自然物と共存しながら生きている、この広大な地球全体にまで変化をもたらすようになるとは、考えられていませんでした。ところが、私たち人間の活動は、表面積約 5 億 1 千万 km<sup>2</sup>(日本の面積の約 1,300 倍、練馬区面積の約 1,060 万倍)、重量約 60 兆トンの 1 億倍という巨大な地球の環境に影響を及ぼすまでに大きくなっていったのです。



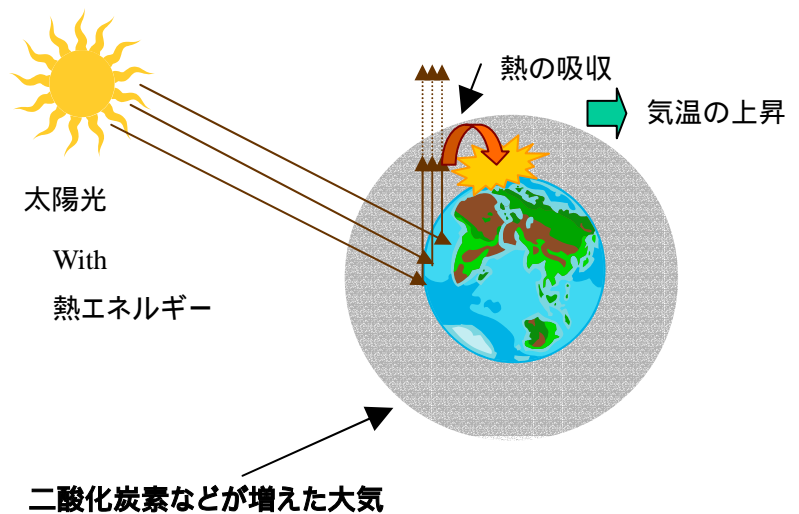
このような、人間の活動によって引き起こされる地球規模の環境問題を「地球環境問題」と呼んでいます。地球温暖化問題は代表的な地球環境問題です。そのほか、地球環境問題としては、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化の進行などがあります。

### 地球温暖化の原因

私たちは、日常営んでいる生活や事業活動の中で、さまざまな食材や物資を購入し、使用し、そして不要になったものを廃棄しています。また電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーを消費しています。これらの購入・使用・廃棄に伴い、直接または間接的に、石油などの化石燃料を燃焼させます。その化石燃料の燃焼によって、二酸化炭素が排出されます。



ガスやガソリンの使用では、上の式のとおり、直接二酸化炭素が生成されますが、電気を使った場合も、その電気を起こす発電には化石燃料が使われているので、そこから二酸化炭素が出ます。また日常の食材や物資についても、その生産、運搬、消費、廃棄の過程でそれぞれ電気やガスなどのエネルギーが使用されて二酸化炭素の排出が



起こります。こうしてみると、私たちの生活や事業活動における行動のほとんどすべてが、二酸化炭素の排出の原因になっていることが分かります。

二酸化炭素の排出量は、生活が豊かになり、物資やエネルギーの使用が増えるに従い、増加してきました。ひとりひとりの排出量は小さくても、これが日本全体、先進国全体、全世界で積み重なると、大気中の二酸化炭素濃度を上昇させるまでになってしまいます。実際、産業革命以前には約 280ppm (0.028%) で安定していた二酸化炭素濃度が、産業革命以降急速に増加し、現在では 350ppm (0.035%) くらいまで上昇しています。そしてこのままのペースで二酸化炭素の増加が続けば、21 世紀末には 600ppm (0.06%) を越えると予想されています。

この二酸化炭素そのものには毒性はほとんどなく、この程度の濃度で直接的に人間や生物に大きな影響を与えることはありません。しかしながら、二酸化炭素には熱を吸収する(正確には熱放射である赤外線を吸収する)性質があります。

現在の地球の表面の気温は平均 +15 程度です。もしも、大気中に、二酸化炭素などの熱を吸収する気体が無かったら、地球の表面の気温は -18 程度になると試算されています。実際の気温がこの試算より 33 も高いのは、熱を貯める効果のある二酸化炭素などの気体(「温室効果ガス」と呼ばれます。)が、地球表面から宇宙に放出される熱エネルギーの一部を吸収し、大気を「暖めている」ためです。

しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎると、今度は、この温度バランスが崩れ、気温が上昇してきます。これが「地球温暖化」問題です。

このまま二酸化炭素などの人為的な排出が増え続ければ、今世紀末には気温は最大 5.8 上昇すると予測されています。

### 地球温暖化の影響

地球温暖化による“急激な”気温上昇は、様々な問題を引き起こすと言われます。たとえば、

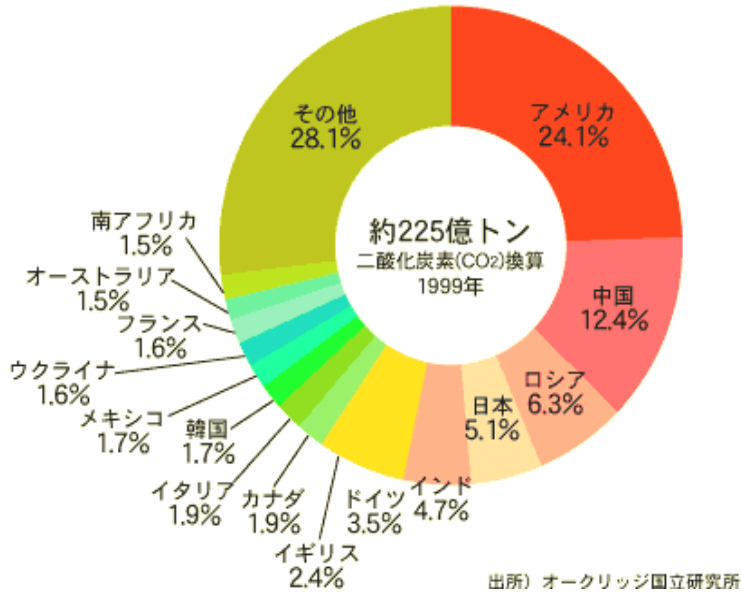
1. 極地の氷が溶け海面が上昇する。その結果、海岸線の後退や陸地の水没も起こり得る。
2. 高温地域での疾病が高緯度地方にも広がる恐れがある。
3. 気候変動の幅が大きくなり、極端な天候の発生が多くなる(例えば台風の大規模化など)。
4. 気候変動の結果、植生に影響を与え、食料の生産にも影響が考えられる。などの影響が懸念されています。これらの影響が相乗的に起これば、予想もつかないような異常な事態が発生する可能性もあります。

こうした影響が顕著に表れるのは、数十年先と言われます。しかし、対策はその時点で実施すればよいというわけではなく、温室効果ガスの濃度がある程度以上高くなると、温暖化の進行はなかなかとまらなくなってしまうと言われています。温室効果ガス削減の取り組みは、今直ぐ進めなければなりません。

## 温室効果ガスの排出状況（世界、日本）

世界各国の二酸化炭素の排出量を見てみると、アメリカが約 24%で最も多く、以下、中国、ロシアと続き、わが国日本は、世界で 4 番目に排出量の多い国です。

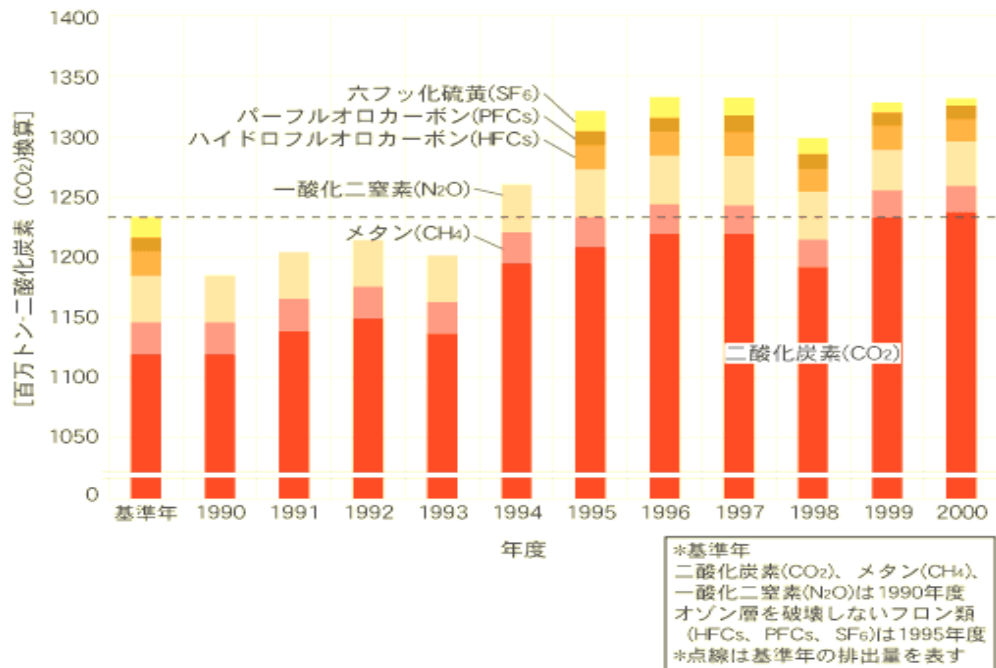
世界の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の合計を100%とした場合の  
上位15カ国の排出量の割合(1999年)



次に、わが国の温室効果ガス全体の排出量の推移を見てみると、1990 年以降、次第に増加していることが分かります。

また、温室効果ガスのなかでは、二酸化炭素が圧倒的に大きい割合を占めています。

日本における京都議定書の対象となっている温室効果ガス排出量の推移



## 地球温暖化対策の取り組み

地球の温暖化の進行は、かなり前から少数の学者などが気づいていましたが、こ

れが二酸化炭素などの温室効果ガスの増加、すなわち人間の活動と結びつけて問題にされるようになったのは、ごく最近になってからです。

## 7) 地球サミット (1992 年。ブラジル、リオ・デ・ジャネイロ)

約 180 か国と EU、1 万を超える NGO が参加した環境と開発に関する国連会議 (UNCED)。持続可能な開発を目指し、世界の今後の環境保全のあり方を指し示す『リオ宣言』や 21 世紀に向けた行動計画『アジェンダ 21』などが採択され、また地球温暖化防止のための枠組を定める気候変動枠組条約の署名が開始されました。

### 1) 気候変動枠組条約 (1994 年発効)

大気中の温室効果ガス濃度の安定化を究極の目標とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定める条約。地球サミットで署名開始され、1994 年に発効。温室効果ガスの排出・吸収に関する目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締結国の義務とした上で、先進締結国には、温室効果ガスの排出量を 2000 年に 1990 年のレベルに戻すことを目的とする政策措置をとることを義務化しました。

### 2) 地球温暖化防止京都会議 (1997 年)

京都で開催された気候変動枠組条約の第 3 回締結国会議 (COP3)。温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。削減目標は、各国ごとの排出量を、2008 年～2012 年の間に、1990 年のレベルより次表のとおり削減するというものです。(日本、アメリカ合衆国、EUのみ表示)

	日本	アメリカ合衆国	EU
1990 年排出量を基準とした、2008～2012 年の間の排出量の削減率	6 %	7 %	8 %

このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書からの離脱を表明

その後、毎年、気候変動枠組条約の締結国会議が開かれ、京都議定書の削減目標の具体化に向けて、様々な調整が行われています。2001 年の第 7 回締結国会議 (COP 7、マラケシュ) では、京都議定書の実行ルールが合意されました。

そして、2004 年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件 (75 か国以上が締結、1 排出抑制義務を負う先進国 (日本、EU、アメリカ、ロシアなど) のうち 1990 年温室効果ガス排出量の 55%以上を占める国が批准) を満たしたため、2005 年 2 月 16 日、京都議定書が発効しました。

議定書合意から 7 年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になるとともに、排出量取引などのいわゆる '京都メカニズム' も推進されることになりました。

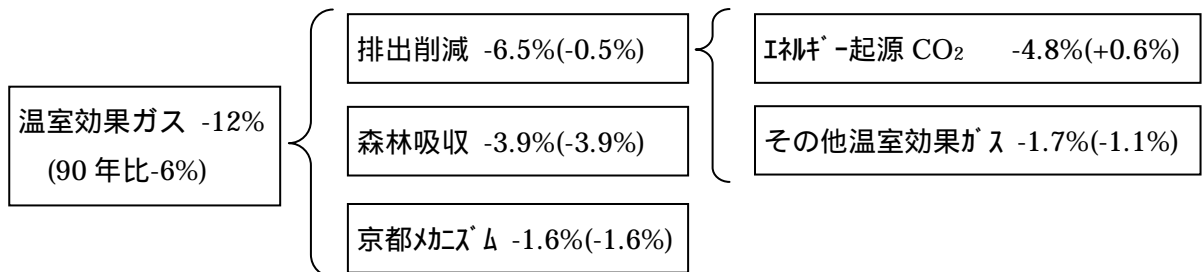
### 1) 日本の動き

日本では、京都会議の合意を受けて、1998 年に地球温暖化対策推進大綱を決定し「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、政府や地方自治体はその業務に関する温室効果ガスの抑制のための措置を定める計画 (実行計画) の策定の義務化など、先行的な温暖化対策を推進するものです。

2002 年には、日本は、COP 7 の合意を受けて京都議定書を批准し、地球温暖化

対策推進法の改正などを行い、京都議定書の義務を果たすための政策を推進することになりました。

そして2005年2月の議定書発効を受け、4月には政府は「京都議定書目標達成計画」を決定し、削減目標を下図のように、それぞれの対策に配分するとともに、国民、事業者、政府、自治体それぞれにおける対策を本格的に推進するための取り組みを決定しました。



数値は2002年実績値を踏まえた削減量。( )内が1990年比の削減量  
 (削減目標は全体として1990年比-6%ですが、2002年実績値が目標値+13.6%となっており現状対策の継続のみでは2010年に目標値+12%となってしまうこと、森林吸収源(-3.9%)と京都メカニズム(-1.6%)による削減をカウントできることを考慮しています。)

京都メカニズムは、海外における日本による排出量削減の取り組み(CDM) 排出量取引など、海外からの排出量枠の獲得のことです。

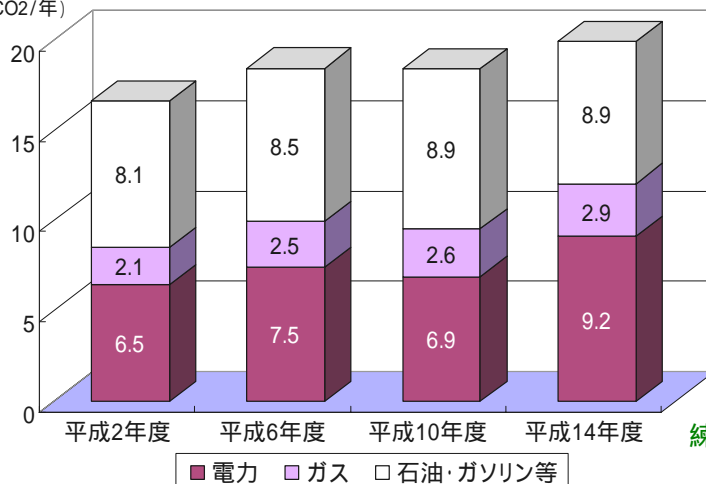
京都議定書目標達成計画はまた、地方自治体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画(=地域推進計画)の策定に努めることを求めています。

### 練馬区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量

練馬区では「練馬区環境基本計画 2001-2010」(平成13年2月)の中で、区内の部門別二酸化炭素排出量を算出しています。

さらに、平成17年度に策定した「練馬区地域省エネルギービジョン」において、新たなデータを使用し、推計方法も一部見直しして、練馬区におけるエネルギー消費量およびエネルギー起源二酸化炭素排出量の推計を行いました。

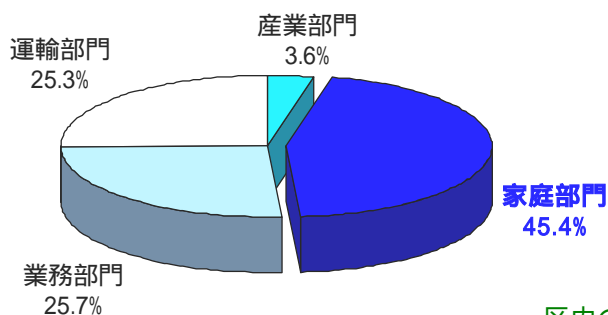
二酸化炭素排出量  
(10万t-CO<sub>2</sub>/年)



↑ 1990 2002  
約26%増

練馬区におけるエネルギー起源  
二酸化炭素排出量の推移





区内の部門別エネルギー消費量 (H14)

その結果、平成 14(2002)年度の練馬区におけるエネルギー起源 CO2 の排出量は約 210 万トンで、平成 2 (1990) 年に比べて、約 26%増加していることが分かりました (全国ではこの間約 8%増)。

また、部門別排出量では、平成 14(2002)で見ると、家庭部門が約 45%、業務部門 (オフィス・商店など) が約 26%、運輸部門 (自動車交通、鉄道) が約 25%となっており、産業部門 (工場等) は 4%弱でした。運輸部門には自家用車が含まれることから、練馬区においては、実際には、生活活動に起因するエネルギー起源 CO2 が全体の三分の二以上占めているものと思われます。

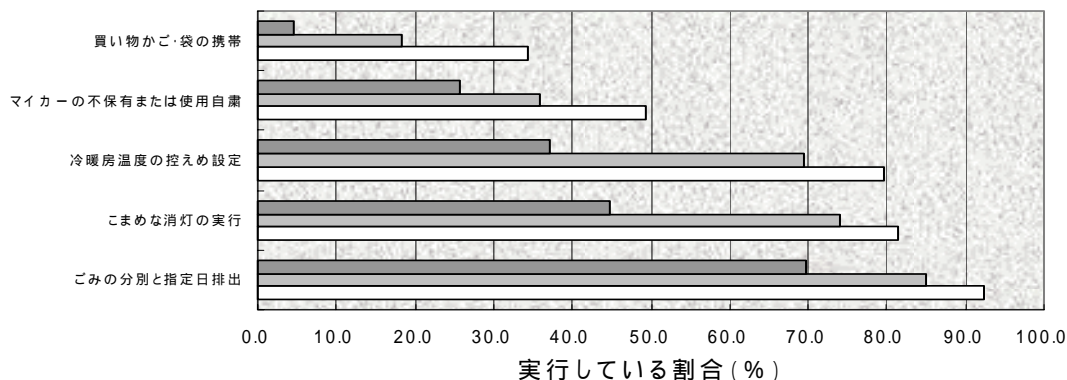
練馬区におけるエネルギー起源 CO2 の排出量総量の増加が著しいのは、全国的に見ても排出量増加が大きい家庭部門、運輸部門、業務部門の割合が、練馬区において全国よりも高いことによります。

#### 地球温暖化対策への練馬区の貢献 - 足元からの行動 -

以上のように、練馬区では、家庭部門 (運輸部門の自家用車によるものを含む) の排出が大きな部分を占めています。したがって、練馬区が、二酸化炭素の排出量を削減して地球温暖化対策に貢献するためには、この家庭部門の排出量削減が重要な課題となります。家庭部門の二酸化炭素排出を抑制するためには、今、国のレベルで議論されている「環境税」などを除くと、ひとりひとり、一世帯一世帯の省資源・省エネルギーなどの環境配慮をどう進めるかが大きな課題となります。

### 環境配慮意識と行動の関係

区民意識意向調査 H10



日常生活において環境への配慮

□ 常に意識 ■ だいたい意識 ■ 意識しない

家庭における環境配慮を進めるには、日常の生活における環境への配慮意識（自己評価）と実際の環境配慮行動の実行率との関係が明確になっている（平成10年度区民意識意向調査）ことから、やはり環境配慮意識の向上が重要な鍵となります。

#### ア) さまざまな普及啓発活動

区では、地球温暖化防止に向けた、日常生活の環境配慮を進めるため、区民向け事業者向けのさまざまな普及啓発を実施しています。

普及啓発などのためのパンフレットなどの作成・配布

区民向け・・・省資源・省エネルギーの手引き（平成9年度）環境にやさしいエネルギーの話（14年度）環境カレンダー（5～15年度）環境家計簿（13年度）など

事業者向け・・・環境にやさしい事業活動のためのガイドブック（10年度）環境にやさしい事業活動マニュアル＝オフィス編（11年度）環境にやさしい事業活動マニュアル＝工場編（12年度）環境にやさしい事業活動マニュアル＝建設編（13年度）など

講演会などの開催

さまざまな観点、対象の講演会・パネルディスカッションなどを区主催または他と共催で開催（例：いきいき商店街でまちは元気～キーワードは“環境”（14年度））

新たな普及啓発の試み（エコライフチェック）

区では、従来的一方通行型のパンフレットや講演会ではなく、区民自身が簡単に取り組み、かつ取り組み結果を評価して新たなステップへの足がかりとするような手法の開発を進めています。

そのポイントは、つぎのとおりです。

- ・ 従来の普及啓発のような一方通行型ではなく、普及啓発の結果をチェックしてもらい、これを回収して集計分析し、その結果を普及啓発対象者にフィードバックすることで、啓発の効果を測定し活用すること。
- ・ だれでも参加できる簡易な方法であること。
- ・ 参加依頼から分析結果のフィードバックまでをシステム化すること。

このような内容を持つ普及啓発は、16年度策定の「練馬区民環境行動方針」のプロジェクト案としても区民から提案されており、区は、区民環境行動方針の具体化のために区民・事業者で結成された「練馬区民環境行動連絡会」と共同で、検討を進めました。

17年度には、区民環境行動区立小学校6年生の一部を対象に、エコライフチェックの試行を行い、CO2削減効果を確認し、また参加者から多くの省エネ提案を受けることができ普及啓発効果も高いと思われること



から、18年度には、参加者1万人の確保を目指し本格実施することとしました。

#### 区民の先進的な取り組みの支援

区民の中には、住宅に太陽光発電設備を設置して省エネを図るなどの取り組みを先進的に進める方が増えてきています。この太陽光発電設備は、電気使用量を大幅に削減できる効果があり、また練馬区の地域では、風力発電等の設置が難しいことから、現在、家庭における省エネ、すなわち二酸化炭素削減に最も有効な方法のひとつです。しかし、現段階ではかなり高価であり、普及が急速に進むことは期待できません。

区では、18年度から、太陽光発電設備を自宅に設置する区民に対し、その費用の一部を助成するなどの方法で、家庭における先進的な地球温暖化防止の取り組みを支援し、その普及を図ることとしました。

#### 1) 区の仕事における環境配慮の取り組み（率先実行）

区では、区の仕事を進めるにあたって、環境への負荷を減らし、環境保全を進めるための取り組みを進めています。

そのための計画として、平成10年度に“練馬区環境配慮指針”を定め、各職場で、自主的な環境配慮に取り組みました。さらに、平成13年度には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を含み、練馬区環境配慮指針をレベルアップした“練馬区環境配慮実行計画”を策定しました。この中で、区の業務から発生する温室効果ガスの排出量を平成17年度までに3%減らすこととしています。13年11月には、企業や団体の環境配慮を継続的に推進するための国際規格であるISO14001の認証を取得し、区の仕事に係る環境配慮システムの構築を進めました。

また、区の施設や学校には、太陽光発電設備のモデル導入などを進めています。（例：春日町リサイクルセンター（10kWh）、光和小学校（20kWh）など）

今後は、区の施設の改修・改築等を計画的に進める必要性があることから、区立施設の改修改築計画との整合も図りながら、施設の省エネルギー対策を進める必要があると考えています。18年度は、区立施設の改修等における省エネ手法について、具体的に調査研究することとしました。

なお、区役所練馬庁舎については、17年度に、東京都環境確保条例に基づく「地球温暖化対策計画」を作成し省エネルギー対策を計画的に進めていきます。

#### 2) 特別区長会の共同宣言と共同事業

京都議定書の発効を受け、東京23区の区長でつくる「特別区長会」では、平成17年2月24日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

17年度には、この宣言を受けた23区共同の取り組みとして、荒川区内の会場

で講演会が開催されました。18 年度には、さらに、23 区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法の開発を行うこととしています。

## I) 練馬区地域省エネルギービジョンの策定

区では、練馬区における温室効果ガス、とりわけその大部分を占める二酸化炭素の削減を計画的、体系的に進めるため、平成 17 年度に、「練馬区地域省エネルギービジョン」を策定しました。

この計画は、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の補助を受けて策定したものです。

策定にあたっては、公募区民 5 名、事業者団体推薦 3 名、エネルギー事業者 2 名、教育関係者 2 名および学識経験者、省エネルギーセンター職員、東京都職員、区職員各 1 名からなる「練馬区地域省エネルギービジョン検討委員会」と、関係区職員からなる「庁内省エネルギー推進会議」を設置し、検討を進めました。

### <練馬区地域省エネルギービジョン>の内容

#### 練馬区のエネルギー消費・二酸化炭素排出特性と課題

練馬区の地域特性、エネルギー消費と二酸化炭素排出の特性、区民・事業者のエネルギーや地球温暖化に対する意識意向などを調査し、その結果から、練馬区における省エネルギー・二酸化炭素削減の上での課題を明確にしました。

練馬区の二酸化炭素排出量については、この項の「練馬区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量」に記載しました。

#### 【練馬区における省エネルギーの課題】

- ・ 民生家庭部門の省エネルギーが最大の課題
- ・ 民生業務部門（オフィス）、運輸部門（貨物）、産業部門の省エネルギー推進の工夫が必要
- ・ 区の省エネルギー率先実行と推進体制の確立が必要

#### 練馬区の省エネルギー施策の基本理念と基本方針

練馬区の地域特性、省エネルギーの課題と、関係計画（新長期計画、環境基本計画、ISO14001 環境方針）における方針・方向をもとにして、つぎのような省エネルギー施策に係わる基本理念、基本方針を立てました。

#### 基本理念

練馬からひろげよう 省エネの“<sup>わ</sup>環”

区民・事業者・区は、自らの意識や行動を変革することで、暮らしや事業活動のあらゆる場面で省エネルギーに努め、足元から地球環境保全に貢献します。

## 基本方針

“もったいない”を合言葉に省エネを進めよう！

区民・事業者・区は、自らの意識や行動を変革することで、暮らしや事業活動のあらゆる場面で省エネルギーに努め、足元から地球環境保全に貢献します。

わたしたちのまわりを省エネスペースに変えよう！

家庭・事業所・公共空間など、都市のあらゆる場所を省エネルギー型に変え、練馬区を地球環境保全型都市にします。

みんなで省エネを進めるしくみを築こう！

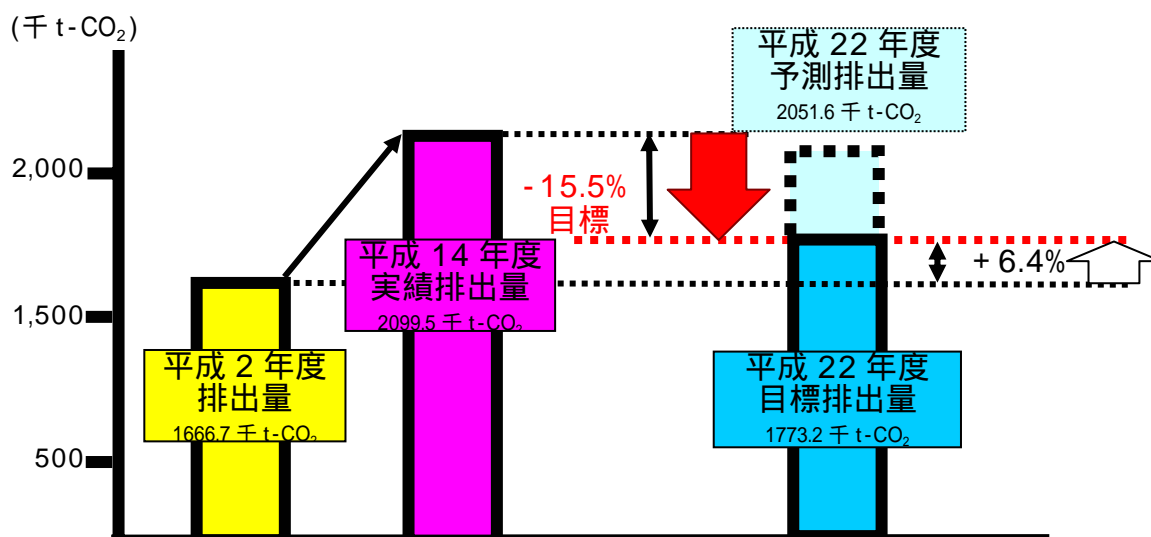
地域住民の連携、学校と家庭の連携、消費者と企業の連携、企業と行政の連携など、さまざまな主体の協働により、省エネルギーを進めるしくみをつくり、環境配慮の効果を高めていきます。

練馬区の省エネルギー（二酸化炭素排出量削減）の目標

国の「京都議定書目標達成計画」のエネルギー起源二酸化炭素の部門別削減目標を踏まえ、練馬区における二酸化炭素排出量の部門別特性を考慮して、練馬区における二酸化炭素排出量削減目標をつぎのように設定しました。

## 目標

国・東京都等と連携分担しながら、区民・事業者とともに省エネルギーを推進し、練馬区における平成 22 年度のエネルギー消費による二酸化炭素排出量を、平成 14 年度より 15.5%削減することを目指します（平成 2 年度より 6.4%増加にまで抑制）



## 練馬区の省エネルギー施策

区の主な省エネルギー施策はつぎのとおりです。

<基本方針1 “もったいない”を合言葉に省エネを進めよう！>

- ・家庭・事業所における省エネルギー行動の普及
- ・家庭・事業所における省エネルギー推進運動の展開
- ・新エネルギーの普及
- ・食の省エネルギーの推進

<基本方針2 わたしたちのまわりを省エネスペースに変えよう！>

- ・省エネルギー型電化製品の利用促進
- ・民間建築物における省エネルギー診断・改修の促進
- ・家庭における新エネルギー設備導入の促進
- ・高効率給湯器等高効率エネルギー機器の普及・家庭・事業所におけるクリーンエネルギー自動車の導入
- ・民間施設における緑化・屋上緑化の促進

<基本方針3 みんなで省エネを進めるしくみを築こう！>

- ・ホームページ・省エネルギービジョンパンフレット等を通じた情報提供
- ・環境イベントにおける省エネ情報提供
- ・家庭等における省エネ推進のための新たな普及啓発
- ・人材紹介・ネットワークづくり
- ・区民・事業者などによる出前講座等の活用
- ・省エネルギー等環境教育・学習プログラムの開発
- ・環境保全に関する表彰制度
- ・省エネルギー推進体制の整備
- ・環境保全推進の基本理念の確立

<区の率先行動>

- ・区の事務事業における省エネルギー行動の実践
- ・新エネルギー拡大への貢献
- ・食の省エネルギーの実践
- ・区立施設における省エネルギー機器の計画的導入
- ・区立施設における省エネルギー診断・改修
- ・区立施設における新エネルギー設備の導入等
- ・公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入
- ・区立施設における緑化・屋上緑化

## 省エネルギー施策の推進方法

ISO14001 環境マネジメントシステムによる進行管理等を行います。

## ヒートアイランド対策

地球環境問題ではありませんが、東京などの大都市に特徴的な環境問題として、ヒートアイランド現象が挙げられます。

大都市では、住宅や事務所、商店などが密集し、エアコン、自動車などが数多く使われています。これらの機器から発生する人工的な排熱が狭い範囲に、大量に空气中に放出されます。また、大都市

では、温度上昇を和らげる働きをする緑や水辺などの自然空間は大幅に減少する一方で、アスファルト、コンクリートなどの人工被覆面が多くなっています。こうした原因が重なって、都市部の気温が上昇する現象を『ヒートアイランド現象』といいます。

地球温暖化により、過去 100 年間に地球全体の平均気温が約 0.6 上昇したといわれています。ところが、同じ 100 年間に、東京の年平均気温は約 3 も上昇したことが観測されています。もちろんこの 2 つの気温差は、その現象の起こる範囲も違いますし、影響も違いますが、東京地域の気温上昇が極めて大きいことが理解されると思います。また、大都市部では、高温の出現頻度が大幅に増えています。

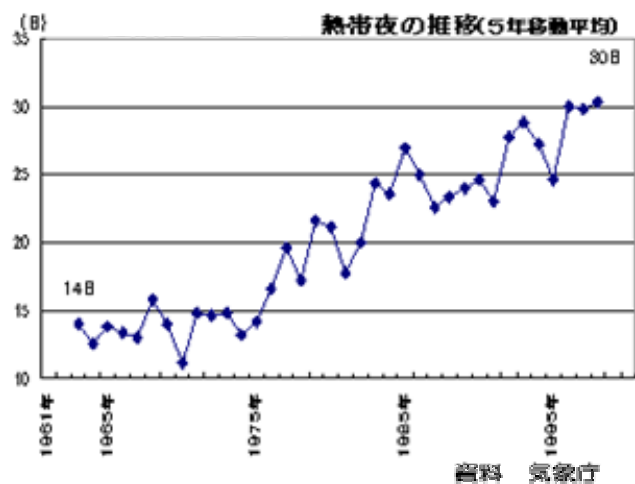
ヒートアイランド現象によって、熱中症の発生など、直接的な健康被害のほか、気温上昇によって冷房の使用がさらに増え、これがさらなる排熱の増加となってヒートアイランド現象を激化させるとともに、冷房による電力等のエネルギー使用量の増加が二酸化炭素の排出増加を招き、地球温暖化を加速することが心配されます（“負のスパイラル”とされています）。

また、最近では、ヒートアイランド現象は、都市部の局地的な気候変動につながるという研究が発表され、大きな注目を集めています。これは、練馬区やその周辺で発生する集中豪雨の中には、ヒートアイランド現象による高温の空気が、ある一定の気象条件のもとで激しい上昇気流を発生させることによって起こるものがあるというものです。

ヒートアイランド現象の対策としては、建築物の省エネルギー化などによる人工排熱の抑制や、屋上緑化を含む自然空間の拡大が挙げられます。このほか、道路等の保水性舗装、さらには、都市計画の面から市街地における“風の道”の確保についても研究されています。しかし、ヒートアイランド現象の実態やメカニズムが十分に解明されておらず、集中豪雨との関係や有効な対策方法についても、今、国、

年間の30 超時間数の推移(推計)

	1980年	2000年
仙台	31時間	90時間
東京	168時間	357時間
名古屋	227時間	434時間



東京都、研究機関などで調査研究が進められているところです。

練馬区においても、今まで、区立施設の屋上緑化、学校における壁面緑化などの対策に取り組んできましたが、今後は、さらに、体系的な考え方のもとに、東京都などと連携して取り組みを進めていく必要があると考えています。

### 3 足元からの行動を広げるために

私たちをとりまく環境を保全するためには、私たち自身が環境への負荷を軽減することが求められます。そのためには、身近な日常生活での環境に配慮した行動が重要になります。そして、その行動は、一度限りのものよりも継続できることが必要です。日常の生活や活動で、特別に意識せずにも無理なくできることが大切なのです。

環境問題の解決には、正解は1つではありません。一方、環境によいと思っただけの行動が、逆の結果をもたらすこともあります。「足元からの行動」は、施策を進めるうえで、区民・事業者の皆さんにも担っていただく大切な活動です。さまざまな環境配慮行動を適切に組み合わせ、積み重ねることで、地域の環境、ひいては、地球環境の保全に貢献することができます。

練馬区は、練馬区環境基本条例に則って施策の立案・実施に努めるとともに、練馬環境基本計画 2001 - 2010 を着実に推進し、環境保全施策を積極的に進めていきます。また、練馬区民環境行動方針に提案されたプロジェクトの実現化の支援や環境教育啓発活動その他、さまざまな活動を通じて区民・事業者の方々がよりよい環境配慮行動を実行できるように、環境情報や活動の場を提供し、足元からの行動の広がりを図っていきます。